

最近の公害苦情処理事例から

公害等調整委員会事務局

○早急な現地調査が白濁の原因特定に寄与し、原因者に対して再発防止策の指導を行い、解決した事例

(苦情要旨)

食料品を製造するA工場から白濁水が流れている。

(処理概要)

通常の工程排水に関しては注意して管理されていたが、生産ラインとは関係なく、意図的には何も混入させていない一時的な排水であったため、十分に注意が払われていなかった。その結果、工場から白濁水を流出させてしまったので、同じことを繰り返さないよう、一時的な排水についても十分に注意し必要であれば排水処理施設を活用するよう指導した。

(発生源の状況等現地調査の結果)

A工場は屋上に空調の室外機が設置されており、夏季にはこれを冷やすため散水を行っている。苦情のあった日は、今年初めて一斉に散水を開始した直後であり、室外機に積もった汚れやチョーキング※の白い粉が水に混ざって、白濁水として流出したものと考えられる。

県環境課が現地確認に行ったときは、苦情を受けて、既に室外機への散水は中止されていた。放流先の河川は清澄で、汚れ等が残っている様子はなく、また、排出水に集まるように魚が数尾泳いでいたことから、有害性のある物質は排出されていないと考えられた。

白濁水流出の再発を防ぐため、室外機への散水を再開する前に室外機の汚れなどを拭き取る掃除を行い、汚れが流れ出さないようにすること、また、来年以降、その年に初めて散水を開始する場合には側溝を一時的に堰き止め、ポンプアップするなどして、濁水が発生した場合にもその水を排水処理施設に通すことを指導した。

※チョーキング：紫外線などの影響により、塗装表面の劣化が進み、触ると手に白い粉がつく状態のこと

(処理経過)

- 6月
- ・ B氏が白濁水を発見し、市環境課に苦情を申し立てた。
 - ・ 市環境課が現地を確認した。

- 6月
- ・ 県環境・総合事務所環境課が市環境課を通して当苦情を受理した。
 - ・ A工場から電話で事情を聞き、白濁水の原因と推測される室外機への散水が中止されていることを確認。
- 6月
- ・ 市環境課と共同で現地確認を実施した。
 - ・ 最終放流口を確認したところ、白濁水は見られなかった。放流先の河川は清澄で、白濁水による汚れ等が残っている様子はなかった。放流口付近では、排水水に集まるように魚が数尾泳いでおり、有害性のある物質は排出されていないと考えられた。排水のpHが中性であることを試験紙で確認した。
 - ・ 続いて、最終放流口前の放流ピットを確認した。苦情当日の6月6日に市環境課がここを確認したときは、屋上からの水が入る側溝からの排水ラインに水が勢いよく流れており、その水が濁っていたとのことであった。この日は、側溝からの排水ラインには水が流れておらず、排水処理施設からの排水が流れており、色やにおいなどに問題は見られなかった。
 - ・ 工場棟の屋上を確認したところ、空調の室外機が並んでおり、散水用のホースが多数設置されていた。例年、夏季には室外機を冷やすため、散水を行っているとのことであった。平成22年は6月4日に一斉に散水を始めたとのこと。苦情を受けて、今は散水が中止されている。室外機には汚れや埃が積もっており、軽く触れるとチョーキングの白い粉が見られた。フィルタにも白い汚れが溜まっていた。
 - ・ 毎月実施されている水質自主検査の結果を確認したところ、CODは7mg/l程度、SSは1～8mg/l程度で推移しており、その他の項目を含めて排水基準を満たしていた。

以上の調査結果より、今回の苦情の原因は以下のとおりと考えられる。

- ・ 苦情のあった白濁水は、工場棟屋上の空調室外機に冷却用の散水を行ったことにより、溜まっていた埃などの汚れが流れ出したものと考えられる。
- ・ 散水を中止したことにより、現在は、苦情のあった当初の白濁水はなくなっている。現在の放流水は通常どおりであり、排水として特に問題はない。

以上を踏まえ、以下のとおり指導した。

- ・ 白濁水の再発を防ぐため、室外機への散水を再開する前に室外機の汚れなどを拭き取る掃除を行い、汚れが流れ出さないようにすること。
- ・ 来年以降、その年初めて散水を開始する場合には側溝を仮に堰き止めるなどして、濁水が発生した場合にもその水を排水処理施設に通せるようにしておくこと。

(事案の特色)

- (1) 当事者の主張について…………… 苦情主であるB氏は通りがかりに白濁水を発見し、市に通報した。経済的・身体的等の被害は受けていない。
- (2) 現地調査について…………… 市の環境課が苦情を受けて早急に現地調査をしており、白濁水の名残と見られる排水を目視し、流路を確認していた。県が現地調査をしたときには既に白濁水は止まっていたが、市の確認情報を踏まえて原因の特定ができた。
- (3) 法令の適用について…………… 苦情主が白濁水を発見してから当課が把握するまでにタイムラグがあり、当初の白濁水は確認できなかったため、排水基準を満たしていたかどうかは不明。
- (4) 公害防止技術について…………… 通常の工程排水は、排水処理施設で適切に処理されているが、空調機への散水により一時的に出る排水が処理されず、また、白濁していることを事業者が把握していなかった。一時的な水についても必要に応じ排水処理施設を活用するよう指導した。
- (5) 内・外部機関との連絡、協力について…………… 市の環境課が最初に苦情を受け、迅速に現地確認を行ったため、苦情のあった排水の原因を特定することができた。

(配置図)

